

海外農林業情報 No.68

米国新大統領就任と TPP の動き

1月20日、ドナルド・トランプ氏が米国の新大統領に就任しました。トランプ大統領は同日付で6項目にわたる基本政策を発表し、通商戦略として、TPPからの撤退(withdraw)とNAFTA(北米自由貿易協定)の再交渉を表明しました。また、23日にはTPPから離脱するための大統領覚書(presidential memorandum)に署名し、貿易交渉を担当する米国通商代表部(USTR)に対し、「署名国から離脱し、TPP交渉から米国が永久に離脱するよう指示する」とし、「他の参加国に文書で離脱を通告するよう」指示しました。また、「私の政権の意図は、個別の国と直接一対一で将来の貿易交渉を進めることだ」と表明しました。

TPP協定の発効条件は、「原署名国(original signatories)の2013年のGDP合計の85%以上を占める少なくとも6カ国が国内法による手続きを完了した旨を寄託者(ニュージーランド外相)に通報した場合」(協定第30・5条)となっています。日本は、1月20日に、トランプ大統領就任直前に、寄託者に「国内の批准手続きを終了した」旨通報しましたが、GDPの60.4%を占める米国が批准しない限り発効しないこととなります。トランプ大統領の指示は、「TPP協定の署名から離脱(withdraw)」となっており、新政権が、指示をどのように実行してくるのかについては不明確です。原署名国からの離脱ということであれば、TPP協定の米国に関する規定がすべて無効となり、発効条件の「原署名国のGDP合計」から米国のものを除くこととなると考えられますが、この「原署名国からの離脱」ということは、すべての署名国の合意を必要とするのではないかと考えられます。この合意がない限り、米国の一方的意向が示されただけとなって、TPP協定は宙に浮いた形になるのではないかと予想されます。

他方、米国議会側では、上下院とも、自由貿易の原則を支持する共和党が過半数を占めており、通商問題を担当するオリン・ハッチ上院財務委員長も、ケヴィン・ブレイディ下院予算委員長も、トランプ大統領がTPP問題を再考することを期待しているようです。新政権下の通商政策は新設される国家通商会議(National Trade Council)が担当することになりますが、そのメンバーには、それぞれ閣僚として指名を受けている米国通商代表部(USTR)代表のロバート・ライトハイザー氏、商務長官のウィルバー・ロス氏、大統領補佐官/国家通商会議代表のピーター・ナバロ氏等が予想されています。このうちライトハイザー氏は、かつてレーガン共和党政権でUSTRの次席代表を務めたこともあり、通商問題に通暁しており、議会側には、TPPについても適切な対応をするものと期待されています。

また、大統領覚書の中では、個別の国との2国間交渉を進めることを指示しており、商務長官のロス氏は、まずこの2国間交渉を進めることを示唆しています。また、上院ハッチ財務委員長も、TPP同様の協定をまず日本と結び、その成果を各国に広げていく方法を提案しています。日米間でFTAがないままTPP協定も発効しない場合は、日豪FTAの発効により、米国の食肉、その他の農産物が日本市場で不利な立場になることもあり、農業界からは、その是正措置として日米FTAが求められるのではないかと考えられます。また、

トランプ大統領は、この大統領覚書署名直後の企業経営者との会合において、米国車の日本市場での販売が阻害されていることを問題として取り上げたと伝えられており、日米 FTA 交渉では、これが大きな問題となることが予想されます。

英国の EU 離脱について

英国のメイ首相は、1月17日、ロンドン市内で演説し、EUからの離脱に関する基本方針を示しました。この中で、EUとの関係に関して、モノ、サービス、投資の自由移動を認めるEUの単一市場には残らない、今後は（現行のカナダ方式となる）新たな自由貿易協定（FTA）を求めていく方向で交渉するとし、3月末までにEU側に離脱を正式に表明するとなりました。しかしながら、英国最高裁判所は、1月24日に「EUへの離脱通知には議会の承認が必要」との判決を出し、メイ政権の動きに歯止めがかかる可能性が出てきました。EUからの離脱交渉は、離脱通知後2年以内に完了する必要がある、EU側は事前交渉には応じないとしていることもあり、短期間に終了しなければ、相当の混乱が予想されます。英・EU間の貿易は、相互補完的な関係にあり、FTAの内容は、関税に関してはほぼ現状維持的なものとなると考えられますが、原産証明等通関の手続きに相当な負担がかかるものと思われます。また、現在EU全体として、WTO上またはFTA上享受している立場をどうするかを含めて、EU以外の国との関係の取り扱いが問題となるのではないかと考えられます。特に、農産物の場合、関税割当枠の取り扱い、WTO上認められている補助金の総額の取り扱い問題があると思われます。さらに、英国農政がEUの共通農業政策(CAP)から離れるに従い、英国農業に大きな変動をもたらすことも考えられます。

<参考リンク>

Trade Deals Working For All Americans (White House、1月20日付)

<https://www.whitehouse.gov/trade-deals-working-all-americans>

Presidential Memorandum Regarding Withdrawal of the United States from the Trans-Pacific Partnership Negotiations and Agreement (White House、1月23日付)

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/23/presidential-memorandum-regarding-withdrawal-united-states-trans-pacific>

EU単一市場を完全撤退 英首相、離脱方針を表明（日本経済新聞、1月18日朝刊）

http://www.nikkei.com/article/DGKKASGM17HAR_X10C17A1MM8000/

文責：森 麻衣子

本情報のメール配信をご希望の方は、件名に『海外農林業情報配信希望』と記入した空（から）メールを下記までお送り下さい。ご意見、ご感想もお待ちしています。 E-mailアドレス：desk@jaicaf.or.jp
メールを送付された方には、確認メールをお送りします。送信後2週間以内に届かない場合は、お手数ですが03-5772-7880（担当：西野・森）までお電話下さいようお願い申し上げます。なお、メール配信をご希望の方には、本ミニ情報のほか、セミナーのご案内等、当協会からのお知らせが届くことがありますので、併せてご了承下さい。

発行：(公社)国際農林業協働協会(JAICAF)

〒107-0052 東京都港区赤坂8丁目10-39 赤坂KSAビル3階